



## アタマが痛い、雪と税金の話

皆さん、こんにちは。ワシントンDCの宮川です。

思い起こしてみれば、私担当の初回を書いた去年の今頃は、DC地域でも雪がたくさん降って学校の休校が社会問題になっていました。それから1年経ちましたが、今年も再び厳しい冬になり、雪がたくさん降って、やはり休校が続いています。

急な休校になると、シッターさんを頼めず子供の面倒を親がみなければならなくながちです。が、親には自分の仕事もあります。最近の米国はテレワーク活用が進んでいて、雪なら雪で自宅で仕事をするのが可能なのですが、子供たちがいると集中できません。しかもこの時期は、米国は税金の申告前で、そっちの方面でも忙しいのです。

日本の確定申告にあたるものを、米国ではIncome Tax Returnとよびます。前年の収入を申告し、もし税金を納めすぎているようならreturn（還付）がありますし、不足ならば払わなければなりません。それは日米同じです。が、日本だとほとんどの人は自分で確定申告をすることがないのに対し、米国では老若男女、収入の高低にかかわらず、会社員でも、個人事業主でも、無職でも申告作業をやりま

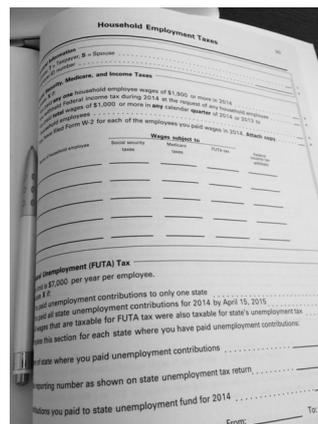
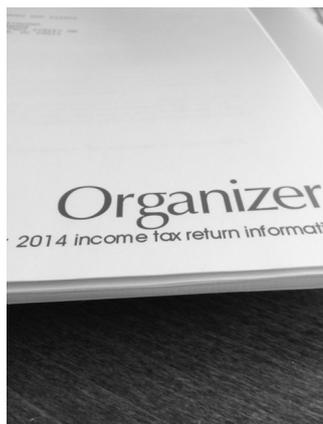
す。被雇用者なら、「W-2」という書類が出発点です。勤務先からもらうW-2が、確定申告の季節に入る印のようなものです。W-2には、給与額その他、社会保険の源泉徴収額などが書いてあります。本業の他にアルバイトをしたり投資をしたり大きな買い物をしたりすることがなければ、つまり普通に会社員生活をしているだけであれば、このW-2の情



報を申告書に書けば大体OK。多くの人は申告書をパソコンの申告用ソフトでさっさと作成し、インターネットでサクッとe申告してハイ終わり、ということになります。巷で多数売られている専用ソフトを購入し、そこに数字を入れれば自動的に計算してくれるので、大変便利です。

が、私のような事業主の立場になるとそうはいきません。市場が小さすぎますから、事業主用の市販ソフトなどといったものはありません。また、事業主の場合には、申告書類に瑕疵があれば経営する会社全体に大きな影響がでてきますし、扱う金額も大きく、たった1つの間違いが深刻な税法上の問題になってしまいかねません。

このような人のために、プロの会計士がいるのです。米国では、会計士は割と身近な存在です。一般的な会社員でも自分で申告作業をしますので、離婚したただの家を買ったのだと、税金の計算が普通よりややこしくなった人が会計士のお世話になります。



私の担当会計士とおつきあいもずいぶん長くなりました。おつきあい、と言っても申告以外に問題がなければ年に一度、今の時期にやりとりをするだけです。ただ、計算をして申告書類をつくってくれるのは彼とそのチームであっても、私たちはその元となる情報を整理して彼に渡さなければなりません。

会計士に渡すための情報整理は、私の場合、毎年「サブノート」のようなものが会計事務所から届くことで始まります。そして、ノートの該当個所に数字を入れたり名前を書いたりするとともに、証拠となる書類（領収書など）を添付し、それを1年分やれば後は会計士の仕事になります。

こんな風によく書くと簡単なようですが実際は甘くありません。サブノートは約40ページ。例えば、「寄付」というタイトルのページがあります。米国では寄付をするとその金額が税控除になりますが、その控除を受けるためには、寄付した団体の名前や金額を書くとともに、寄付したときにもらった領収書を「証拠」として添付しなければなりません。いくら寄付したかがよくわからない、証拠の領収書がどこにあるのかよくわからない、この団体には小切手で払ったのか、クレジットカードで処理したのか？…何ヶ月も前のそんなことはもう覚えていません。我が家では、領収書などの「証拠」書類だけを月別にファイルしておくようにしていて、それなりの整理は

予めついているのですが、それでも完璧に整理作業を終えるのにもものすごく時間がかかってしまいます。

この税申告の忙しさと、雪で学校が休校になる季節とが重なっているのが面倒なのです。確定申告の締め切り日は4月15日で、それより1カ月ほど前に会計士にセットされた書類提出の締め切り日が来ます。それが、この稿を書いている今なのですが、外は雪が降っており、子供の学校は休校で、家の中で3人の子供達が奇声を上げて走り回っています。

今、妻とともに、動物園のような我が家で、会計士に渡すサブノートを必死で埋めております。「知財ぶりずむ」でこの稿を皆さんが読まれるのは既に申告締め切りが過ぎた後ですが、この稿の「原稿期限」が近づく今が一番苦しい時です。というわけで、このへんでこのコラムは終わりにして、サブノート記入に注力させていただきます。

### 筆者紹介

宮川良夫 (みやがわ よしお)

United GIPs代表、弁理士・米国パテントエージェント  
1956年 京都生まれ。1978年 同志社大学工学部卒業。  
1986年 弁理士登録、1997年 米国パテントエージェント登録。新樹グローバル・アイビー特許業務法人を初めとして、世界7カ国(地域)にて8箇所の特許事務所設立、経営に携わる。1995年以来、ワシントンDCに滞在し、現職場はGlobal IP Counselors, LLP。趣味は、Rock Creek Parkを有効利用した犬の散歩と子(孫?)育て。好きな言葉は「天地不仁」。